

|                |  |       |      |    |   |
|----------------|--|-------|------|----|---|
| キャンパス名         | 千葉キャンパス  |       |      |    |   |
| 授業番号           | 10672001   |       |      |    |   |
| 授業名            | 民法（総則・物権法）   | 形態    | 講義   | 単位 | 2 |
| 担当教員           | 日野 勝吾  |       |      |    |   |
| 開講学期           | 2024年度 前学期   | 曜日・時限 | 火曜4限 |    |   |
| 授業目的           | <p>法学の世界では、「民法」とは、「刑事法」との対比で、私法の実体法である民法や商法等及び手続法である民事訴訟法等から構成される幅広い法領域を指します。特に、民法は、市民生活を規律する私法分野における基本的で市民生活に密接に関係する法律です。他の法学領域においても法的な考え方の基礎となる大切な法律でもあります。学生時代はもちろん、社会人になっても不可欠な法的知識の多くが民法の条文や関連する判例に含まれているといえます。</p> <p>もちろん民法法の大領域を講ずることは困難ですが、本講義では、「法学概論」で培った知識や法的思考力を踏まえて、民法、特に総則・物権を中心に講義を行います（その他の民法領域は「債権法」の講義で行います（2020年4月より改正民法（債権法）が施行されました））。</p> <p>民法は、総則、物権、債権、親族、相続の5編で成り立っており（こうした編纂方式を「パンデクテン方式」といいます）、計1050条あります。総則は、他の4編の共通する通則のことを指します。また、物権とは、所有権や占有権といった物に対する支配権に関する規定を指します。こうした分野を中心に、条文の内容を確認し、判例・学説の状況等について解説するとともに、問題事例を用いて法的なものの見方、考え方の習得を目的とします。しっかり民法の世界観に浸ってまいります。</p>   |       |      |    |   |
| 授業内容           | 民法全体を鳥瞰しながら、総則・物権法の具体的な条文や関連判例の解説を中心に講義（座学形式）を展開します。また、関連判例の事例を用いながら、ケースメソッド方式に基づいて具体的に考察することにより民法上の基礎知識の定着を目指します。なお、定期的に、公務員試験問題や司法書士・行政書士試験、宅地建物取引士試験等の過去問を活用して理解を深めます。  |       |      |    |   |
| 到達目標           | <p>到達目標は、次の通りです。</p> <p>第1に、受講者が基本的な民法総則、物権法の知識（条文の正確な理解、解釈、最高裁判例の判旨内容等）を修得します。</p> <p>第2に、日常生活をはじめとした日常生活をめぐる紛争(トラブル)を解決でき、また紛争(トラブル)の発生を未然に予防する能力を修得します。併せて、民法上の法的思考力(リーガルマインド)を身につけます。</p>  |       |      |    |   |
| ディプロマポリシーとの関連性 | <p>&lt;コDP2-(1)&gt;<br/>コミュニティ政策学の基礎的かつ専門的な知識・技能を体系的に身に付けている。</p> <p>本科目はコミュニティ政策学科の主要授業科目です。</p>  |       |      |    |   |
| 授業形態           | <p>基本的には講義形式の授業を行います。授業目標を達成するために、各回で取り上げるケースをもとにして、論点・争点の把握をはじめ、条文の基礎的理解を踏まえながら、論理展開(三段論法)等を学びます。</p> <p>受講者は、指定テキストの該当頁を熟読し、予習する必要があります。適宜、ミニレポート、疑問メモ等を作成してもらいます。また、適宜、ソクラテスマソッドや受講生同士のディスカッション等を行い、各受講生の法的思考力を向上させます。なお、アクティブラーニング（主体的・対話的で深い学び）として、各講義内容に関連した最高裁判例をテーマにして、ケースメソッド方式による事例研究を行うとともに、弁護士等のゲスト講師とのディスカッションも予定しています。</p> <p>【実務経験のある教員による授業科目】<br/>本科目は、実務経験のある教員による授業科目です。<br/>詳細は以下のURLをご参照ください。<br/><a href="http://www.shukutoku.ac.jp/...">http://www.shukutoku.ac.jp/...</a>(実務経験のある教員による授業科目一覧)</p> <p>【外部講師を招聘する授業回について】<br/>※外部講師（ゲストスピーカー）は、90分授業の一部分のみを担当します。<br/>※外部講師招聘日は外部講師の都合により変更となる可能性があります。</p> <p>本科目は、実務経験のある教員による授業科目です。<br/>詳細は以下のURLをご参照ください。<br/><a href="https://www.shukutoku.ac.jp/extra/pdf/chiba2024jitsumukyoin.pdf">https://www.shukutoku.ac.jp/extra/pdf/chiba2024jitsumukyoin.pdf</a>（【千葉キャンパス】2024年度 実務経験のある教員一覧）</p> |       |      |    |   |
| 事前・事後学習の所要時間   | <p>本科目では、各授業回に2時間の事前学習、2時間の事後学習を必要とする。</p> <p>合計15回の授業で、事前事後学習60時間となる。</p>   |       |      |    |   |
| テキスト           | <p>ISBN：978-4-641-22198-7、『民事法入門 第8版補訂版』野村豊弘著、有斐閣、2022年3月<br/>補助教材として、ISBN：978-4-641-23318-8、『民法チェックノート①総則』石田剛他著、有斐閣、2023年12月<br/>なお、「ポケット六法（令和6年度版）」等、小型六法を用意しておきましょう。</p>  |       |      |    |   |
| 評価方法           | <p>試験、レポート、小テスト、平常点(リアクションペーパーの提出・発言等)を総合的に考慮して評価します。</p> <p>試験については、論述式とし、本講義項目に関連するテーマを2問出題する予定です。</p> <p>レポートについては、受講生が関心を持っているテーマについて、2,500～5,000字以内で作成してもらいます（なお、レポート提出については、原則としてS-Naviのクラスプロファイルへの提出とします）。</p> <p>小テストについては、公務員試験（民法）の過去問等を中心とした、択一（選択）式問題(マークシート方式による)と論述式を出題する予定です。本講義の中間時点での効果測定を行うとともに、民法の基礎的な内容を理解しているかどうかについて確認します。</p> <p>なお、リアクションペーパー等の事前事後学習に関する課題については、S-Navi上のクラスプロファイルを用いて回収します。</p>   |       |      |    |   |
| 評価基準           | <p>民法、特に総則・物権法に関する制度・概念の正確な理解、要件・効果的確な把握、推論のための基本的手法の修得ができていないかを評価基準とします。</p> <p>具体的な評価の配分としては、試験については50点、レポートについては20点、小テストについては20点、平常点（事前事後学習の実施状況、リアクションペーパーの提出状況、講義内での発言等）に</p>   |       |      |    |   |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | ついでには10点とします。<br>なお、平常点には各講義の出席率は考慮しません(いうまでもなく、単位認定の前提となります)。             |
| 試験・レポート等のフィードバック | レポート、小テスト、試験に関しては、出題の趣旨やポイント等の解説を行い、模範答案を配布します。また、必要に応じて、添削や講評等の個別対応も行います。 |
| 注意事項及び履修条件       | 1年次必修科目である「法律学概論」の単位を修得済であることが望ましい。また、受講学期における他の法律科目(憲法等)の履修も望ましい。         |

S : 100~90、A : 89~80、B : 79~70、C : 69~60、D : 60未満

|      |  |
|------|--|
| 第1回  |  |
| 事前学習 | シラバスを確認して、本講義で何を学ぶのか、最終的に習得できる能力は何かを把握しておく。また、民法の条文は全部で何条あるのかを把握し、その中で「総則・物権法」といわれる領域の条文を眺めておく。                      |
| 授業内容 | 「民法」を学ぶ前に(オリエンテーション・民法の概説)   |
| 事後学習 | 「民法」の領域の幅広さを再度理解しておくとともに、日常生活において民法は重要であることを認識しておく。それを踏まえ、「民法を学ぶメリットとは何か?」というテーマについて、次回講義開始前にリアクションペーパーを提出する(約400字)。 |
| 参考文献 | 民法の条文数や制定時期等について調べておこう。法令データ提供システム <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/">https://elaws.e-gov.go.jp/</a> を参照。          |

|      |   |
|------|---|
| 第2回  |   |
| 事前学習 | 胎児の権利能力について検討しておく。また、権利の主体・客体につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。  |
| 授業内容 | 権利の主体、権利の客体   |
| 事後学習 | 成年後見制度についてまとめておくこと。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。                                    |
| 参考文献 | 成年後見制度について、千葉司法書士会ホームページを用いて調べてみよう。 <a href="http://chiba.shihoshokai.or.jp/index.htm">http://chiba.shihoshokai.or.jp/index.htm</a> |

|      |  |
|------|--|
| 第3回  |  |
| 事前学習 | 天然果実と法定果実について法的根拠を示しつつ、説明できるようにしておく。また、動産・不動産の所有と権利性につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。  |
| 授業内容 | 物、不動産・動産   |
| 事後学習 | 土地の定着物について争点となった大審院判決(大正15年2月22日)を調べ、法律上の建物について調べてみる。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。 |
| 参考文献 | 不動産に関わって宅地建物取引の法規制について調べてみよう。千葉県宅地建物取引業協会ホームページを参照。 <a href="http://www.chiba-takken.or.jp/">http://www.chiba-takken.or.jp/</a>    |

|      |  |
|------|--|
| 第4回  |  |
| 事前学習 | 法律行為の種類について説明できるようにしておく。また、法律行為につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。   |
| 授業内容 | 法律行為   |
| 事後学習 | 法律「要件」及び「効果」の意義について説明できるようにしておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。                                      |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。 |

|      |  |
|------|--|
| 第5回  |  |
| 事前学習 | 詐欺と脅迫との相違を理解し、説明できるようにしておく。また、意思表示の効力につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。   |
| 授業内容 | 意思表示   |
| 事後学習 | 瑕疵ある意思表示の場合の法的効果についてまとめ、説明できるようにしておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。                                 |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。 |

|      |  |
|------|--|
| 第6回  |  |
| 事前学習 | 法定代理と任意代理の相違を調べ、説明できるようにしておく。また、無権代理、表見代理等の代理制度につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。   |
| 授業内容 | 代理   |
| 事後学習 | 双方代理の禁止についてまとめておくこと。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。  |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。 |

|      |  |
|------|--|
| 第7回  |  |
| 事前学習 | 第2回から第6回までの講義内容を再度復習し、重要判例を中心に学習を進める。また、配布レジュメをもとにして、講義中に指摘した重要事項を再確認しておく。 |
| 授業内容 | 小テストと解説  |
| 事後学習 | 小テストを活用して、再度解答し、理解できていなかった点を的確にフォローしておく。                                   |
| 参考文献 |  |

|      |  |
|------|--|
| 第8回  |  |
| 事前学習 | 期限の利益喪失の意味について調べ、説明できるようにしておく。また、消滅時効、取得時効につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。                    |
| 授業内容 | 無効と取消、条件と期限、時効   |
| 事後学習 | 無効と取消の相違を明確に説明できるようにしておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を |

|      |  |
|------|--|
|      | 中心としてまとめておく。   |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。                       |
| 第9回  |  |
| 事前学習 | 用益物権と担保物権の違いを調べ、説明できるようにしておく。また、民法第2編「物権」(条文では175条から398条の22まで)、担保物権を除く部分(294条まで)に規定された内容を概観しておくこと。また、物権法定主義につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。                                 |
| 授業内容 | 物権の意義と物権法定主義、物権の変動   |
| 事後学習 | 物権の種類について組織図を作成しておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。  |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。                       |
| 第10回 |  |
| 事前学習 | 占有権と所有権の相違について、具体例を用いて説明できるようにしておく。また、所有権の法的効力につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。  |
| 授業内容 | 占有権と所有権<br>外部講師(未定)<br>千葉県弁護士会所属弁護士<br>外部講師は、90分授業の一部分のみを担当する<br>(所有権侵害事例に関する裁判例を紹介し、民事事件における裁判実務上の取扱いについて解説する)  |
| 事後学習 | 不動産登記簿の各部にどのような権利が示されているかを調べておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。  |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。                       |
| 第11回 |  |
| 事前学習 | 法定地上権について調べ、説明できるようにしておく。地上権や永小作権等の法的効力につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。   |
| 授業内容 | 地上権、永小作権、地役権   |
| 事後学習 | 圍繞地通行権について調べ、説明できるようにしておくこと。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。  |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。                       |
| 第12回 |  |
| 事前学習 | あなたの腕時計が壊れてしまったので、時計屋で腕時計を修理に出したところ、修理完了後、修理代金を持ち合わせていなかったため、「修理代金は後日払うから、先に時計を渡してくれ」と言いました。この場合、時計屋はどのような権利を行使するか、という事例について考えておく。また、法定担保物権につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。 |
| 授業内容 | 法定担保物権(留置権・先取特権)   |
| 事後学習 | 担保物権の法的性質について説明できるようにしておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。  |
| 参考文献 | 講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」(学内アクセスのみ)か、裁判所ホームページ <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> を活用して調べてみよう。                       |
| 第13回 |  |
| 事前学習 | 「質屋」についてホームページなどで調べ、どのようなビジネスモデルなのか、質権と留置権の相違点は何かについて説明できるようにしておく。また、「質」や「根質」の相違点につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。   |
| 授業内容 | 約定担保物権(質権)   |
| 事後学習 | 講義中に紹介した判例を調べ、事実の概要と判旨、私見を述べるようにしておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。   |
| 参考文献 | 質屋について、東京質屋協同組合ホームページ <a href="http://www.toshichi.or.jp/about/pawnshop.php">http://www.toshichi.or.jp/about/pawnshop.php</a> で調べてみよう。                                   |
| 第14回 |  |
| 事前学習 | 銀行・信金等の住宅ローンの仕組みを各銀行・信金等のホームページで調べ、「担保」の意味を説明できるようにしておく。また、抵当権設定による効力につき、配布レジュメ・教科書の該当部分等に目を通しておく。   |
| 授業内容 | 約定担保物権(抵当権)  |
| 事後学習 | 講義中に紹介した判例を調べ、事実の概要と判旨、私見を述べるようにしておく。配布レジュメ・教科書を活用しながら、担当教員がポイントとして指摘した箇所を重点的に講義内容を振り返り、講義で取り扱った条文・判例を中心としてまとめておく。   |
| 参考文献 | 住宅ローンと担保の関係について、全国銀行協会ホームページで調べてみよう。 <a href="http://www.zenginkyoo.or.jp/">http://www.zenginkyoo.or.jp/</a>   |
| 第15回 |  |
| 事前学習 | 試験の対策として、第2回から第14回までの講義内容を復習しておく。特に講義中重要であると指摘した点を中心に学習を進めておく(試験では、民法総則・物権分野における体系的理解に基づき論理的思考を展開することができるかどうかを確認します)。  |
| 授業内容 | 授業内試験、まとめと振り返り<br>(15回目に試験・解説を実施する。なお、欠席者は別途個別に対応する。)  |
| 事後学習 | 試験問題を再度解答し、理解できていなかった点を把握し、指定教科書や配布レジュメなどで復習をする。   |

|      |  |
|------|--|
| 参考文献 | 再試験を受験することにならないよう、配布レジメ等を用いながら、担当教員が指摘するポイントを中心にしっかり復習しておくこと。またこれまで講義で扱った判例について、千葉図書館ホームページ「D1-Law.com 法情報総合データベース」（学内アクセスのみ）か、裁判所ホームページhttp://www.courts.go.jp/を活用して調べておこう。 |
|------|--|

※この他に試験が実施される場合があります。担当教員の指示に従ってください。

|           |  |
|-----------|--|
| ディプロマポリシー | <p>&lt;コDP-2&gt;<br/> 【コミュニティ政策学分野における知識・技能・態度】<br/> コミュニティ政策学に関する考え方や基礎知識・技能を体系的に理解し、地域がもつ課題の解決にあたる意欲、能力を身に付けている。</p> <p>&lt;コDP2-(1)&gt;<br/> コミュニティ政策学の基礎的かつ専門的な知識・技能を体系的に身に付けている。</p> <p>&lt;コDP2-(2)&gt;<br/> 講義科目で学んだ専門的な知識とサービスラーニング活動を通じて得た実践的な経験を統合し、課題解決に必要な知識や技能を身に付けている。</p> <p>&lt;コDP2-(3)&gt;<br/> 地域社会の多様な場において、コミュニティ形成の中核を担う職業人としての態度・志向性を持っている。</p> |
|-----------|--|